

## 参与及び専門委員の設置等に関する規則

昭和四八年三月三十一日

規則第五四号

### (通則)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条及び第七十四条の規定に基づく参与及び専門委員（以下「参与等」という。）の設置及び運営に関する基本的事項については、特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

### (参与の設置)

第二条 東京都に参与七人以内を置く。

- 2 参与は、知事の策定する重要な施策について知事に進言し、又は助言する。
- 3 参与に関する庶務は、政策企画局において行う。

### (専門委員の設置)

第三条 東京都に専門委員を置く。

- 2 専門委員は、知事が委託する事項（以下「委託事項」という。）について調査研究をし、知事に報告する。
- 3 専門委員は、一つの委託事項につき二十人以内とする。
- 4 委託事項、当該委託事項に係る専門委員の人数及び当該専門委員に関する庶務を行う局等は、知事が別に定める。
- 5 知事は、前項の規定により定めた事項を公表する。

### (権限)

第四条 参与等は、職務を遂行するために、知事の事務を分掌している各局等の長に対して資料を要求し、及び説明を求めることができる。

### (選任)

第五条 参与は、都政について高い識見を有する者のうちから知事が選任する。

- 2 専門委員は、委託事項について専門の学識経験を有する者のうちから知事が選任する。

### (任期)

第六条 参与等の任期は、一年以内とする。ただし、再任をさまたげない。

### (服務)

第七条 参与等は、非常勤とする。

- 2 知事は、特に必要と認める場合は、参与等が執務を行なう場所及び時間を指

定することができる。

(運営)

第八条 知事は、必要と認めるときは、専門委員をして共同の調査研究を行なわせることができる。

2 前項の規定に基づき専門委員が共同して調査研究する場合の実施方法については、そのつど知事が定める。

(報告)

第九条 第三条第二項の規定に基づく専門委員の報告は、文書等によるものとする。

2 知事は、専門委員から報告を受けたときは、原則として、これを公表する。

(補則)

第十条 この規則の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則 (略)